

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

なし

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主任	大橋 崇史

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後1時55分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第11回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は全員出席でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

農業委員として任命され、初めて農地法やその他関係法律に基づき、議案を審議される委員の方がほとんどでございます。不明な点は事務局に質問していただきまして、慎重な審議をしていただきますよう、よろしくお願い致します。本日の出席委員は19人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において5番丹下委員、6番永井委員を指名いたします。

次に日程第2議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

本議案は農地法3条の申請になります。農地法3条は農地を農地のまま権利移動、つまり買う、借りる、を行う手続きになります。3ページをご覧ください。こちらが今回対象の農地の一覧です。例として1番をご覧ください。

申請地 地目 面積 を朗読。

前回の復習になりますが、3条の要件としまして

- ・必要な農作業に常時従事(年間150日)すること
- ・農地の全てを効率的に利用すること

などを満たすことが必要で、今回の農業委員会での議決を経て、許可となります。

ただ、法的な適合性は事前に事務局の方で確認しており、要件を満たしていない案件が上がってくることはありませんので、委員のみなさんが要件の有無を確認する必要はありません。農地法3条の許可にあたり、申請者が農地を有効に活用する具体的な計画を持っているか、また実際に農業経営が可能かを評価することが求められます。そのためには、申請者の農業技術や経験、さらには周辺の農地との連携が適切かどうか、が重要なポイントとなります。また、議案に上がった際に、「この受人が将来的にも農地を持続的に利用できるだろうか」という懸念がある場合には、議案説明の後に質疑応答の時間を設けますので、ぜひご意見をいただければと思います。皆様のご協力が、地域農業の発展と農地の適切な利用に繋がると考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議案の説明に入ります。

【事務局】

2 ページをお願い致します。

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。
今月は所有権移転の案件のみでございます。

3 ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 57,183 m²の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では250日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。受人は現在 15,020 m²の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では210日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

申請地の一部について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。受人は現在4,564㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在他市を中心に114,860.43㎡の農地を耕作しており、個人で年間180日、世帯では460日農業に従事しています。

4ページをお願いします。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、長年に渡り一体で耕作していることから、譲渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。

受人は現在8,020㎡の農地を耕作しており、個人で年間60日、世帯では330日農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

和解による所有権移転です。

受人と渡人は、申請地に隣接する宅地を含む土地の所有権で係争していましたが、和解が成立したことにより申請地を取得するものです。なお、申請地を含む一帯の畑は受人の自宅に隣接しており、長年に渡り受人が管理していました。

受人は現在957㎡の農地を耕作しており、個人で年間60日、世帯では360日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、亡くなった兄の妻から耕作地の近隣にある申請地を受贈し、引き続き耕作するものです。

受人は現在710㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では270日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は自宅の庭で自家消費用の野菜や花を栽培しており、種類を増やすため自宅に隣接する申請地を取得するものです。

今回の申請で173㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日、世帯で240日農業に従事する計画となっております。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

申請地には相続財産清算人がついており、渡人から受人への売却許可が下りたことに伴い所有権移転をするものです。

受人は今回の申請でミカンや柿の木がある605㎡の農地を取得することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

5ページをお願いいたします。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在4,309㎡の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では150日農業に従事しています。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在757㎡の農地を耕作しており、個人で年間120日、世帯では220日農業に従事しています。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在 6,173 m²の農地を耕作しており、個人で年間 250 日農業に従事しています。

7 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 12 件、移動の土地は、田 19 筆 11,363 m²、畑 20 筆 9,594 m²、合計 39 筆 20,957 m²です。

以上 12 件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

本議案は農地法 4 条の申請になります。農地法 4 条は農地を所有者自身が転用を行う手続きになります。転用とは農地を農地以外の宅地、雑種地に地目を転換することです。許可までの流れとしましては、今回の農業委員会での意見を付して、この後に愛知県尾張農林水産事務所にて審査、最終的に知事の許可となります。9 ページをご覧ください。こちらが今回対象の農地の一覧です。例として 1 番をご覧ください。

申請地 地目 面積 を朗読。

ここで農地転用資料として「農地法第 4 条・第 5 条に係る許可要件」をご覧ください。

許可要件 を朗読。

ここからは、前回は説明していなかった転用許可にかかる要件についてです。

農地転用には場所的な要件である立地基準、事業内容に係る一般基準の2つがあります。まず立地基準について説明します。委員の皆様は現役の農業者の方が多いのでなんとなくイメージできていると思いますが、農地の場所によっては転用が可能な地域、不可能な地域が存在しています。今回は農地種別3種と書いてありますが、こちらの種別によって農地が転用できるかどうかが決まってきます。農地区分のイメージ図をご覧ください。この図は、農地転用に関する区分を示したイメージ図です。これは正明寺、高御堂あたり周辺を抜粋した地図です。図面上側が北で、国府宮駅があり、そこから点線で伸びているのが名鉄名古屋本線です。図面の中央、赤の折れ線が東西方向にあると思いますが、これは市街化区域と調整区域の境界になります。それぞれの農地が異なる区分に分類されており、各区分に応じて転用の条件が異なっております。厳密にはこの他にも農業振興地域内農用地区域内農地、通称「青地」の規制がかかっておりまして、青地を外さないと転用ができないのですが、今回の議案にはないので省略させていただきます。また後日説明いたします。

1. 1種農地（緑色の網掛け部分）

1種農地は「原則転用不可」とされています。この区分は農業生産に特化された農地であり、農地転用が厳しく制限されています。この地域を転用するには、企業であれば業種が制限され、個人であれば既存の集落に隣接している必要があります。

2. 2種農地（青色の網掛け部分）

2種農地は「条件付きで転用可能」とされています。これにより、特定の条件が満たされれば転用が認められることがあります。この区分では、転用の可否が地域の発展や用途に応じて決定されるため、申請の際には周辺環境や具体的な転用計画が重要になります。

3. 3種農地（白地部分）

3種農地は「原則で転用可能」とされています。都市に近い地域など、将来的な市街化が期待されるエリアに多い区分です。この農地では比較的転用がしやすく、転用申請が認められるケースが多いです。

4. 市街化農地

市街化農地は市街地の一部として利用されることが想定されており、「転用が原則として可能」です。転用申請の審査も緩やかで、都市開発や住宅用地としての転用が促進される場合があります。

このように、各農地は区分ごとに転用の可否や条件が異なり、それぞれの区分に基づいて転用許可見込みを判断します。

次に一般基準について説明します。

転用の許可のためには立地基準の他に一般基準を満たす必要があります。

- ・資力及び信用があること、
- ・他法令 例えば建築許可との許可調整が済んでいること、

・周辺農地の営農に影響を及ぼす必要がないことを満たすことが必要

これらは愛知県職員の職員とともに現地に赴いて確認しております。

こちら、法的な適合性は事前に事務局の方で確認しているため、要件を満たしていない案件が上がってくることはありませんので、委員のみなさんが要件の有無を確認する必要はありません。

農地法4条の許可にあたり、農地の適正な転用の必要性和妥当性が求められます。申請者が農地を転用する目的が、地域や社会にとって必要かつ妥当であるか、また転用後の土地利用計画が具体的で、放置されることなく継続的に管理されるかの確認が重要です。

さらに、転用によって周辺農地や地域農業に悪影響を与えないか、地域の農業構造や生産基盤が損なわれないかも検討する必要があります。転用が地域社会との調和を保ち、地域住民に影響を与えないかを考慮することも重要なポイントです。

これらのポイントは事務局が事前に事業者から聞き取りを行っておりますので、議案に上がった際に、「この農地が転用されることで農業に支障が出るのではないか」という懸念がある場合は、議案説明の後に質疑応答の時間を設けますので、ぜひご意見をお寄せください。皆様のご協力が地域農業の発展と農地の適切な利用に繋がると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議案の説明に入ります。

8 ページをお願いします。

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したため、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

9 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地で、宅地 66.63㎡と一体利用します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、10ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、2件 転用の土地 畑 4筆 303㎡ 合計 4筆 303㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事へ送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

本議案は農地法5条の申請になります。農地法5条は他者から権利を取得した農地を転用する手続きになります。議案12ページをご覧ください。こちらが今回対象の農地の一覧です。例として1番をご覧ください。

申請地 地目 面積 を朗読。

農地法5条の要件も基本的には4条と同じです。委員の皆様には地元の地域で転用が議案に上がった際に、「この農地が転用されることで農業に支障が出るのではないか」という懸念がある場合には、議案説明の後に質疑応答の時間を設けますので、ぜひご意見を願います。それでは議案の説明に入ります。

11ページをお願いします。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

まず議案の訂正点がございます。13ページの5条の12番の案件ですが、議案の掲載後に申請者から取下げの意向が示されたため、今回の議案から省いていただくよう願います。大変申し訳ございません。訂正した上で進めさせていただきます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。12ページにお戻り下さい。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 237.57 m²と一体利用します。

申請地 地目 面積 を朗読。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、診療所を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、有料老人ホームを建築します。農地区分は第2種農地です。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、13ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号12番は先程の説明の通りです。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号15番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは進入路・駐車場への転用でございます。農地区分は第3種農地で、宅地 298.68 m²と一体利用します。

番号16番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、申請地の隣地で工場を建築中であり、工事施工業者の車両置場及び資材置場として一時的に使用するものです。一時転用期間はR6年12月10日～R8年1月31日までです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

14ページの総括表をご覧ください。

こちら番号12番の取下げの関係で修正がございます。5条の申請件数は、15件 転用の土地 田 10筆 3,814㎡ 畑 9筆 4,332㎡、合計 19筆 8,146㎡です。

以上5条申請15件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第50号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

本議案は利用権設定の案件になります。利用権は農地を貸したい農業者と、農業経営規模の拡大を図りたい農業者の間で、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りを行うことです。現在愛知県下では農地中間管理事業にて一括して転貸を行っております。稲沢市では主に水稻オペレーターが規模拡大を行うために活用されております。

もし、委員の皆様の中でこれらの利用権設定についてご意見がある場合には、議案説明の後にご発言ください。それでは議案の説明に入ります。

【事務局】

15ページをお願い致します。

議案第50号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

17 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 8 筆、使用貸借権の設定は 6 筆です。

貸借期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

16 ページ総括表をお願い致します。

田 13 筆 12,966 m²、畑 1 筆 769 m²、合計 14 筆 13,735 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、石田委員、澤田委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

本議案は既に利用権設定された受け手を変更する案件になります。こちらは先ほどの日程

第5議案50号と同じなので説明は割愛します。それでは議案の説明に入ります。

【事務局】

18ページをお願い致します。

議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

19ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は39筆、使用貸借権の設定は4筆です。

貸借期間は令和6年12月1日から令和7年12月31日までが5筆、令和6年12月1日から令和10年12月31日までが2筆、令和6年から令和16年12月31日までが36筆です。

23ページ総括表をお願い致します。

田 合計43筆 26,879㎡ になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、石田委員、春田委員、後藤委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

本議案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明を判断する案件です。

まず、農地の相続税の納税猶予制度についてご説明いたします。この制度は、相続人が農業を継続することを条件に、農地の相続時にかかる相続税の支払いを先延ばしできる仕組みです。相続人が農業を続ける限り、相続税の納税が猶予され、最終的に免除されることもあります。今回はその適格者証明書となり、これは、納税猶予の特例を受ける際に税務署に提出する添付書類の一つで、農業委員会が発行するものです。対象となる農地は耕作地に限定され、不耕作地、または譲渡・賃貸・転用の計画がある農地、敷地が砂利やコンクリートで固められている農地は対象外です。繰り返しになりますが、納税猶予は、贈与や相続を受けた方が今後もその農地で農業を継続することが条件です。このため、適用中に譲渡、贈与、転用、貸借、耕作の放棄があると納税猶予が打ち切れ、猶予されていた税額と利子税も納める必要が生じます。

それでは議案の説明に入ります。

【事務局】

24 ページをお願いします。

議案第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

25 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 被相続人 相続人を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和6年2月13日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

26 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件 田 3筆 3,899 m² 合計 3,899 m² になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。日程第7議案第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第8報告第32号 現況証明願の報告について から日程第10報告第34号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

ここからは報告案件となり、この32号から34号までは一括して説明します。委員の皆様の中でこれらに対して質問がある場合は、議案説明の後にご発言ください。

まず、日程第8報告第32号現況証明願ですが、本議案は、農地の現況証明の案件になります。

現況証明とは、登記簿の地目が田、畑である農地について、現況が20年以上農地等以外であることを公的証明で明らかにできる場合に、現況が農地等ではないことを農業委員会が証明するものです。既に事務局にて現地を確認し、届出を受理していますので、これを報告するものです。それでは議案の説明に入ります。

27ページをお願いします。

報告第32号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

28ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和62年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、29ページをお願いします。

報告第33号 農地法第5条の規定による届出の報告についてです。本議案は、5条の届出としまして、市街化区域の転用の案件になります。先ほど農地区分のところでご説明しましたが、市街化区域の農地転用は届出のみで済み、調整区域の転用と違い知事の許可は必要ありません。既に事務局にて届出を受理していますので、これを報告するものです。それでは議案の説明に入ります。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

30 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、社屋建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

31 ページ総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 3筆 414 m² 畑 2筆 351 m² 合計 5筆 765 m²です。

つづきまして、32 ページをお願いいたします。

報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

本議案は、18条6項の届出としまして、先ほど案件としてあがりました3条や利用権設定で行った農地の貸し借りを解除するものです。既に事務局にて届出を受理していますので、これを報告するものです。それでは議案の説明に入ります。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

33 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

34 ページの総括表をお願いします。

申請件 1件 田 2筆 739㎡ 畑 3筆 871㎡ 合計 5筆 1,610㎡です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。これをもちまして、令和6年第11回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年第11回稲沢市農業委員会総会会議録

令和6年10月30日 勤労福祉会館 第4会議室

午後3時40分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

5番委員

丹下和行

6番委員

永井八千代